

市民参加のしくみづくり検討委員会 第6回委員会 会議録

1 開会

2 議事

(1) 第4回会議録の確定について

(第三者が読んだ時に分かりやすくなるよう発言趣旨を変えず修正することを確認)

(2) 論点整理Ⅰについて

【委員長】 「参加」、「参画」、「協働」についての概念整理に関して、事務局から資料の説明を。

【事務局】 資料No.1「参加・参画・協働の概念」は、「ゆめおりプラン」所収の「市民と行政とのかかわりの観点から見た『参加』『参画』『協働』と『共生』のイメージ図」のコピーだ。図の上部に、評価、計画、実施という事業のプロセスを、縦軸は行政と市民との関わりを表している。上に行くほど行政が主導する領域に、下に行くほど市民の方が主導する領域となる。この図では、「参加」を「評価、計画、実施の段階でさまざまな形で市民が市政運営に関わること」と定義し、行政の主導する事業に市民が関わることから、行政の領域が多い図の上部に表示している。具体的な方策として、事業評価段階では、世論調査、市民満足度調査、市長への手紙。事業計画段階では、市長への手紙、意見募集、審議会。事業実施段階では、市の主催する行事への参加などを例示している。「協働」は、「市民と行政が一定の役割と責任分担を前提に、手を携えて社会目的の実現に向けて取り組むこと」と定義し、相互に対等の立場で特性を発揮し協力協調することから、図の中段に表示している。「参画」は「協働」に包括しており、「主に計画や評価の段階での意思形成過程に関わること」と定義している。具体的な方策として、事業評価段階では外部評価、事業計画段階では市民会議、ワークショップ、事業実施段階では自主管理、アドプトなどを例示している。以上が、本市の基本構想・基本計画で定めた「参加」「協働」の定義である。

続いて、追加配付資料について。資料 1は公的文書で明示した概念整理だが、各所管で事業を進める中で、職員間でも理解の温度差があるのが実態だ。それで、1つの見方として、平成13、14年に補助金見直しをした際の整理をベースにして考えたものを提示した。縦軸が社会公益性、横軸は行政としての主体性・責任の重さ、高さである。従って、公益性も高く、行政として責任を持ってやるべきことを直接的に行うのが行政サービス、という捉え方だ。ただ、いろいろな主体がやる事業で公的な効果を得られるよう市が資金的に支援しているものを、公共性の高い公共サービスと捉えている。例えば町会・自治会での日常的な活動や、消防団等に市は交付金を交付している。負担金支出の例では、国際交流フェスティバルや市民文化祭、介護有償移送サービス等の実行委員会、運営協議会に対するものがある。その他、補助金支出例では、市民自ら公益性がある事業を企画し市民自身の責任で行う市民企画事業補助金等があり、これらが広い意味での公共サービスを賄っている。従って、行政が一定の責任を持ち税金を導入する事業は網掛け部分で、その外側の民間サービスにも公共性・公益性のあるものもあるので、便宜上境界線はあるが、その境界はその時々

況で変化する。財政状況にもよるし、社会的な認知度により公共性が認められれば公共の方に入り、行政が直接的にやるべきだとなれば、行政の直接事業の中でやっていくという形で、常に変化はあるが、枠組みとしてはこんな整理の仕方ができるのではというイメージで捉えてほしい。

それをベースに考えたときに、行政も含めた広い意味での公共サービスについて、市民の意向も確認し、参加を得、一緒に事業を実施し、ということで、市民参加、市民協働を行政の中で言葉として使っている。

市は「参加」「協働」「参画」という言葉を資料 1 で示した概念に従いながら使い分けているが、市政運営での一般的な用語使用実態としては、「参加」「協働」を必ずしも明確に区別して使っていない場合もある。ただ傾向として、市民参加という大きな枠の中に特に「協働」と位置付けているものがあると。「協働」の場合は、実質的な実行者が市民自身であり、参加そのものが前提となっており、例えば公園のアドプトや小田野の手作り公園などに代表されるように、市民自身が実行する、行動するというところに主眼を置いている。明確に課題や目標が行政と市民の間で共有され、協働が事業実施の手段、手法になっていく。必ずしも行政と市民との協働だけではなく、異なる市民組織と一緒に協働し、その仲介役を行政がやる場合、あるいは実行委員会方式で市民が1つの組織を作ってやるものも含めて、「協働」と整理しているケースが多い。そういう意味での「協働」に囚われず、直接的な実行が伴わない場合でも、市民の意見を聞き、市民から提案を受け、あるいは日頃の広聴や市政調査等も参考にしながら、いろいろな形で市民に関わってもらうことに主眼を置くものも含めて捉えたときに、広い意味で市民参加と言っているのでは。手段・手法というより行政運営の原理原則として「参加」を位置付けられるのでは。特に市民参加条例と言う場合の市民参加は、行政活動範囲に関わる部分だという捉え方で整理していきたい、というのが事務局の考え方である。

適切な概念整理の図表とは必ずしも言えないと思うが、議論のための1つの素材として、こういう整理の仕方も可能では、という程度の参考として作成した。

【委員長】 今の説明に関して、意見も含めて構わないが、質問はあるか。

【委員】 交付金、負担金、補助金の違いは。呼称の違いと捉えていいのか。

【事務局】 予算費目に補助金という節があり、そこで交付金、補助金、負担金という言い方をしているものについて、八王子市としては体系化し、性質の違いでそのように呼称を使い分けている。

【委員】 交付金、補助金、負担金は大体どのぐらいの割合で出ているのか。

【事務局】 18年度の一般会計の総額が約1,600億円近く、うち負担金は約3千万円、交付金が約1億4千万円、それ以外の補助金が約58億円だ。参考資料は実際の支出金額と面積が比例しているわけではない。

【委員】 ここで議論されるべきは、市民参加条例の条文上どう定義付けていくかだと思う。あくまでここでの市民参加の捉え方は、広義の市民参加でいいと思う。「ゆめおりプラン」に載っている市民参加、市民協働、市民参画をすべて概念付けていけば、広義の市民参加になると。広義の市民参加としてこの委員会でも方向付けし、それを受けた後で、プロジェクトチームで条文作成、逐条解説の中で説明していけばいいのかと考える。

【委員長】 議論の進め方として恐らくそうだと思うが、事務局に質問したい。「ゆめおりプラン」の「参

加」「協働」という分け方と、参考資料では「参加」の中に「協働」が包括される形で書かれている。この辺の関係、違いをどう考えているのか。

【事務局】 「参画」「協働」は明確に分けられないというのが行政の中でも実感としてあり、現実も行政側から見るか、市民側から見るか、事業をやろうとしている人たちの側から見るかということで、表現の仕方が変わってくるのかなと。これは「参加」で「協働」ではないとか、これは「協働」で「参加」ではないという言い方自体成り立たないし、余り意味がないと考えている。「ゆめおりプラン」の書き方は「参加」と「協働」を並列した整理の仕方に近い印象があるが、特に市民参加条例という場合、「協働」の部分も含め広く捉えていいのでは。今回あくまでも参考として出した整理としては、そんな切り取り方をした。

【委員】 「ゆめおりプラン」の抜粋の表で、評価、計画、実施という言葉がたくさん出てくるが、八王子市役所の中では大体この3段階で行政運営を捉えているという認識でよいか。

【事務局】 マネジメントサイクルとしては4段階で、企画立案し、実行し、評価し、それをまた見直しして、政策立案して、ということで、PDCAサイクルで回るという位置付けだ。

【委員】 「協働」の部分で「まちづくりなどの場において」等々と書いてある解説のところ、「狭義には実行段階、広義には評価・計画・実施の各段階」とあるが、評価、計画、実施というのは上にリンクしているが、狭義の実行段階というのは何を指しているのか。

【事務局】 参考資料で「『行動すること』に主眼」とか、「実質的実行者は市民自身」と書いたところとリンクするが、事業をやるとき、実際にその事業を専門の民間事業者に委託してやる形ではなく、担い手が市民自身、例えば地域市民の組織と一緒に公園づくり、公園アドプト制度などについて「協働」という言い方をしている。そこが実施段階での狭義での「協働」だ。ただ、例えば「ゆめおりプラン」の市民会議方式による基本構想策定、実行委員会方式で企画立案の段階から市民や行政と一緒に検討し、事後に反省・評価する場合についても協働事業という言い方をしている場合もあり、それは例えば広義の中に入るのでは。配付した協働事業一覧表に掲載したものにはいろいろな協働の手法があるが、市民組織が中心になって実際面をやっているものをある意味では狭義の「協働」と言っており、協働一覧の中にはこれが協働と言えるのかと思われるようなものも含まれているが、それは広義の「協働」と捉えて把握をしていると理解してほしい。

【委員長】 実行と実施はどう使い分けているのか。

【事務局】 実行は行動そのもの、実働してもらい、労務提供してもらいという言い方が適切かと思うが。

【委員長】 実施はもっと広く捉えているということか。

【事務局】 そうだ。

【委員】 市民参加条例の中での市民参加は行政活動範囲に関わる部分だという説明だった。介護基本条例の直接請求の運動に加わったことがあるのだが、例えばそれは議会との関係になる。住民投票なども含めて、行政活動そのものでなく、議会との関係が資料には入っていないのかなと思うが、その辺の説明を。

【事務局】 非常に難しいが、市民が議会に対して直接働きかける部分については、議会の方で議論し市民参加を進めてもらうべきでは。行政側は、議会はこのように参加を進めるべきだと言う立場にはない。あく

までも市長が責任をとれる範囲についての市民参加を条文化したいというのが、事務局側の整理だ。

【委員長】 行政側が考える市民参加の範囲について、議会への参加も含めた中でどういう位置付けかを整理してほしかった。「ゆめおりプラン」は当然行政の計画だから、行政と市民との関係でこういう描き方をしているのは、これはこれでいいが、こういう関係がもっと広い意味での市政全体の中でどう位置付けられるか、その中で今回考える条例はどうあるべきか。行政への市民参加に限定して考えるか、もっと広く議会も含めて八王子市という自治体全体に関わる参加を考えるか。更に言えば、この「ゆめおりプラン」では最後は「共生」になっている。行政には関わらない部分での市民間関係も「参加」の概念に含めて考えるか、という全体構図の中で、今回はこの辺ですよと考えるかどうか。それがわかるようにしておかなければ、議論を進めるときに、行政への参加だけか、他のもあるかあいまいなままではいけない。もう一回その辺は整理し直さなければいけないと思う。「参加」「協働」それ自体は非常に重要なことで、どう分けるか、言葉、概念の問題になってくるかもしれないが、「ゆめおりプラン」では評価、計画、実施に分けており、それぞれへの関わり方から見ていく方がいいかなという気もする。「ゆめおりプラン」での整理にしても、今日のペーパーの「一般的な用語使用の傾向」でも、「参加」はそれぞれ各段階に濃淡があるだろうし、手法もいろいろあるだろうが、何らかのことで関わるということ非常に広い意味で捉えられている。「協働」は実施段階の、更に実行ということになるのかもしれないが、狭く言うとそこには含んでいながら、結局は他の部分もどう関わっていくかという話だ。そういう意味で言うと、市政が実際にマネージされていく上での評価、計画、実施という中で、市民がどう関わっていくか、そういう視点から整理した方がいいのかどうか。

【委員】 議会との関係だが、地方自治制度は首長と議会の二代表制が原則という根幹の部分が前提となる。その中で、選挙で市民を代表する立場の人を選ぶのもある意味では市民参加かもしれない。しかし、社会変化が激しい中で、4年に1度の審判を補完する意味で、行政への市民参加を考えていけばいいのかなと考える。

【委員長】 首長選挙、議員選挙も参加だ。そういうものも含めて全体的にどういう参加があるのか位置付けた中で、今回は非常に狭い、行政の中の市民参加の手続的なことを定めるのか、それとも、八王子市全体の市民参加をトータルに考えていくのか。その違いは大きい。全体を考えながらも、実際にこの条例の中でとりあえず動かしていく部分は行政への参加で、これだけの範囲だ、ということもあり得るだろうが、全体をどう捉えていくかという視点がないと。二代表制のもとで市政を動かしていくことを考えたときに、何で行政だけで参加なのかという議論になってしまう可能性がある。そこまで深く考える必要がある。市民参加というと、必ず議会から、何で自分たち代表者がいるのに、行政の方だけ参加をやるのかと言われる。それに対して答えられなければいけないはずだ。二代表制で4年に1度議員は選ばれている。長だって4年に1度だから、日々いろいろな住民からの声を聞くためにこういう行政への参加を進めていく、ということはあるのだろうが、そうしたことがきちんと全体の中で位置付けられ、語られるようなものでなければいけないと思うがどうか。そのとき「参加」か「協働」かは、さほど大きな意味は持たない。その視点が1つ。

それから、国でも新しい公共空間の形成と言っているが、各地域で持っているいろいろな資源、知恵、金、

労働力、情報、何でもいいが、それをお互い出し合ってその地域をより豊かにしていくことを考えれば、そうした新しい公共空間形成のサイクルで、評価、計画、実施というところでそれぞれがどのように知恵を出せるか。お金はないが知恵を出せる人、お金は出せる人、いろんな情報提供ができる人、労働力を提供できる人、いろいろいる中で関わっていくあり方としての市民参加ということも考えられるはずだ。

恐らく理念としてその2つの方向がある。1つで全て片付く話ではないと思っている。最近ガバナンスと言ったりするが、行政内部で自ら規律を働かせることは当然重要だが、それだけではだめで、選挙を行ってトップや議員を選ぶ訳だし、あるいは日々いろいろそのチェックをしていくという手法がある訳で、そういう規律という視点で見ていく意味での市民参加もある。お互いに市民が関わり合っていく中で、地域をどうしていくか。自分たちの地域だからこそ、相手に意見を言う。例えば市政運営がだめじゃないかとか、たまには褒めてあげることも規律の中に入るとは思うが、お互いがどう関わり合っていけるか。そういう2つの側面が理念としてはあって、では市民参加のしくみとして、今回八王子市としてどういうところをどう掬うのか、という考え方をしていた方がいいと思っているが、どうだろうか。

【委員】 市民参加を総括的に考えれば、いろいろ工夫が出てくると思うが、その中で我々はこの検討委員会でそういう大きな面と同時に、こういうものが協働なのかとか、場所とか、時間とか、そういう細かいことまでずっと考えていって、市民が八王子のいろいろなことを考え活動していく場を考えていくのも、市民参加づくりかなという気がする。余り大きなことばかり言っていると、なかなか具体的にいかないし、より具体的な話が出てくると、我々も話がし易い。

【委員長】 抽象的な話になって恐縮だが、今の発言はまさにそこに入ってくる話だ。具体的議論ができるような枠組みをある程度きっちりしておかなければ、というのが、前回から引き続きやってきているこの「参加」「協働」のところで、まさしく具体的な話に結びつけていけるような枠組みをどのように示せるか。普通の人には、市民参加の概念とは、と言っても、話についてこれない。我々は、このように集まって集中的に議論して、そういう抽象的な話から具体的なところへ結びつけていく翻訳家、橋渡し役としている訳だ。決まりを作るときにはどうしても宿命的に抽象化せざるを得ないところがあるので、しっかりと具体性のところと、抽象的な規定に結びついていくところに橋渡しができるようにしてほしいと思う。

【委員】 場所、時間というのは、各自治体条例の資料では、どちらかという協働推進の中でよく出てきていた。少なくとも「ゆめおりプラン」の表の、「参加」と区分されている部分だけを対象として話しているのではないだろう。だとすると、「参加」をもっと広く捉えるということでコンセンサスを作っていくのか、あるいは「参加」ではなく「参画」という言葉になるのかとか、抽象的でも少し整理していく必要があるだろうなという気がする。難しい話題なので、まさに行政の関わりなのか、議会の関わりなのか、あるいは市民活動への関わりなのか、市民参加をどこで捉えるかということじゃないかなと思う。それがすごく悩ましいが、先週の資料で、他自治体の自治基本条例とか参加条例での「参加」「参画」の定義を見ると、多くのところは確かに政策の立案から実施、評価に至るまでの過程に市民が参加するとかいろいろ書いてあるが、多摩市は「市民がまちづくりに主体的に参加し、行動すること」というので、評価、計画、

実施という行政用語を取って使わず、広く捉える定義だ。実際にプロジェクトチームでどのように条例化されるかは別として、この検討委員会では、できるだけ「参加」を市民の立場から広く捉える方向性を提示しておく必要は最低限あるのでは。行政のプロセスに市民が意見を出すとか、それを反映させるというようなプロセスではなく、もう少し市民自身がまちづくりを行っていく上で市政に主体的に関わっていくしくみを整理するというような、何か市民側の主体性みたいなものが出ていくような方向付けでやっていく必要があるのではと私は感じているが、どうか。そのぐらい広く捉えると、この「ゆめおりプラン」で「参加」には世論調査とか、市長への手紙とか、昔からやっているようなことだけしか入らないが、そうではなくて、「参画」の市民会議だとか、ワークショップだとか、あるいは「協働」の自主管理とか、場所を提供するとか、そういうものを全部入れることができると思う。その辺は具体論と抽象論を何回も何回も行ったり来たりしながらやっていかないと、イメージが湧かないので、そういうふうにしていった方がいいとは思いますが。

【委員長】 「ゆめおりプラン」で言う「参加」の定義は、私はこれはこれでいいと思っている。ただ、図の描き方がこれに即した描き方になっていない。既に決まったものにけちをつけるのはよくないと思うが、私はそういう立場ではないので取って置いといて、ここに書かれている文言は、本来でいえばこんな狭い範囲ではないことが実は含まれていて、図で描く便宜上こんなふうになってしまったと捉えて、「参加」でこれに出ている評価、計画、実施を分けるか分けないか。市政全般の各段階というか、いろいろな局面でさまざまな形で市民が市政運営に関わる。関わると言っても、これは消極的、客体的に関わるだけではなく、多摩市の「まちづくりに主体的に参加する」というような、市民が主体になるようなあり方も考えられると「参加」を広く捉えた上で、でも、今回条例化するときにはどの部分を条例化するか。広く捉える訳だから、すべて包括的に市民参加はそういうものだけれども、条文で具体化していく部分は、全てはまだできないですね、あるいは今後こういう課題がありますね、ということにはなっていくのかなと思う。

整理の仕方としては、この図は離れつつも、ここに書いてある参加の定義を少しベースにして議論していった方がいいのかなと私は思っている。どうだろうか。

【委員】 市政運営といったときに、かえってこの図を示すとわかりにくくなるかもしれないが、先ほど交付金、負担金、補助金と書いてあったところで、どこまでを市政と言えるかと考えると……。

【委員長】 行政が考えている市政は、行政のことだけだと思う。これは行政の計画だからいいのだが、もっとそこも広く考える。

【委員】 少なくとも条例の中では、グレーの部分、営利活動でも一部補助金が入っているところもあるだろうから、市民からの税金を使って何らかの形で市役所が少しでも関わっている部分は、全部入れてほしい。実施主体としては市役所ではない部分もあるのかもしれないが、その部分もやはり市政として何らかの補助金を支出して関わっている部分で広く捉えていくと、先ほど委員長が言ったような市民間の関係にも、市民参加というのは及ぶんだという関わり方になるんじゃないかなと。

【委員長】 図では「公共サービス」となっているが、公共性と言うと本当はもっと広い。市民間のもので、純粋にプライベートなものもあるが、例えばNPO活動もやはり公共的なものだとか、自治会の活動も

お金の配分で言うと当然公共サービスの中に入ってくるという言い方だが、その対象にならなくても公共性を帯びるもので、そういうところへの関わりを市民参加と考えるかどうか。今まで市民参加というと、政府、行政という、要するに公共性よりももっと狭い、公共性の中の政府に関わることを「参加」と言い、更に言うと、政府に関わる中で、政府イコール行政ではないから、行政の部分だけ、というふうに捉えていた訳だが、市民参加自体をどう捉えるかということは、もっと広く考えた方がいい。そうした中で、行政への関わり方はどうなのかということだけ考えるか、もっと広く考えるかはまた別な議論になってくると思う。

【委員】 市民参加条例と自治基本条例との関係があると思う。最初の委員会での説明で、事務局から将来は自治基本条例も考えているという話があったが、自治体の憲法とも言うべき理念を表す自治基本条例の制定の方が、本当はもしかしたら先なのではと思う。そこで公共のあり方というもののイメージを広く定めてから市民参加条例を作るのが、本来の姿ではないか。今回、市民参加条例の素案がプロジェクトチームで作られると思うが、この委員会での役割としては、市民参加条例の条文と、将来作られるであろう自治基本条例の話し合いに向けても、この場で広い意味での公共とか市民参加ということを議論していくのは決して無駄ではない、大事な一番基本的な部分かなと思う。

【委員長】 そうだ。そういう八王子市における公共性というところまで含めた参加を考えると、そうすると自治基本条例に近い話にもなってくる。もちろん自治基本条例はそれだけの話ではないが、確かに自治基本条例が先か、参加条例が先か、これは両方あり得る話だ。ただ、今回市の考えとしては、自治基本条例はそう簡単にできるものではないので、それができてからでないと参加条例を作らないという、参加条例自体がそんな先まで延ばしていいのかという議論にもまたなってくる。まず差し当たって参加条例を作りたいという意向を前提として考えたときに、ただ、これが先で自治基本条例につなげるというときに、その両方を作っているところもあれば、片方のところもある。そこは何とも今の段階で方針として決まっている訳ではないだろうから、その辺をどう想定するかはなかなか難しい。だからこそ、大きく捉えた中で今回できるところはどこかとターゲットを絞る必要はやはりあると思う。そこについては、まず限られた時間の中でできるところからやっていく。これだけ変化が激しい時代、完璧だと思って作ってもすぐ使えなくなってしまう、変えざるを得なくなってしまうということもある。まずやれるところから、まさにすぐに使って、有効性があり、その成果を出せるようなところから今回は作っていくべきだと考えると、大きくは捉え、議論としてはやっていくが、その中で具体性を持ち得て、効果が期待できるところからきちんと答を出して進化させていく。進化させられるようなしくみとして作っていくことが重要なのではないかと考えている。だからこそ、大きく捉える部分もある程度示していきたい。もう一回、これは事務局の宿題として、やはり概念としては、言葉として使えることは大体こういうことだが、その整理の仕方をもう一度やり直してほしい。

【委員】 市民参加というのは、市民1人1人がこの八王子市でどういうまちづくりをするかという基本的なところがないとやっていけないので、市民参加は広く捉える必要があると思うが、例えば絶対将来的に自治基本条例も作るという見通しがあるのなら、今回市民参加条例が例えば行政範囲に絞られるということもありかなと思う。ただ、基本条例はどうなるかわからない中で、参加条例だけで行政活動だけに限定してい

くというのは非常に片手落ちな気がする。将来的に自治基本条例に必ずつながるという保障というのは……。

【委員長】 それはかなり厳しいと思う。だから、全体像を出して、ここの部分を今回やりますと我々が言えれば、じゃあ、あとどうなっていくんだと。我々の任期が終わったあと責任は市役所の方に行くので、そこをやってくださいというと、自治基本条例を作らなきゃいけないということだ。そういうふうに行っていきたいと思っているので、それに応えるようなものをよろしくお願ひしたい。

まだちょっと抽象的に、頭の中でもややもやっとしたところはあるとは思ひが、次に進みたい。

市民参加と密接に関わってくるところとして、市民の定義というところだが、これはどうか。そこに書いてあるように「八王子市に住み、働き、学び、活動する者」という規定は何にあったか。

【事務局】 これは、皆さんのフリートークングの中で出てきた言葉だ。

【委員長】 「ゆめおりプラン」でも、市民とは、ということは書かれていないか。

【事務局】 公式な定義はない。

【委員】 先週の資料では、他自治体条例での定義はある。

【委員長】 ちょっと表現は違ひても、大体こんな感じの定義をしているところが、今、主流だ。

【委員】 そうだ。住み、学び、働く。

【委員長】 つまり、住民票がある住民だけではないということだ。住民という言葉と使い分けて、市では市民という表現を使っているが、恐らくこれが大体コンセンサスが得られるところではないかと思う。論点整理3の の4つ目に、個人、集団、組織というものをどう考えるか。その辺をもう少し明確に打ち出して考え方を入れ込んでいくかどうか。仮に八王子市に住み、働き、学び、活動する者といったときに、まず個人はすぐ思いつくが、集団や組織を同じように、例えば法人格を持っていれば、法人として同じように住民の定義にも入ってくるから、扱うということになるだろうが、法人格を持たないような集団、団体もたくさんあって活動している。そういったものも含めてどう考えていくのか。そういうものも含めて考えたときに、この市民参加のしくみをどう考えていくかにもよるが、その中でどういう位置付けをするか。あらゆることに関して、個人だけではなく、集団、組織も含めたものを市民として考えるのか。でも、場合によっては、やっぱりこれは個人だけだろうとか、あるいは集団を主として想定するだろうと、いろいろあり得ると思う。

【委員】 住み、働き、学びだけだと、それに入らない活動をしている人や組織は入らないという問題が出てくるかもしれないが、活動する、を入れるとほとんど入ると思う。ただ、こういう言葉を入れるとすると、市民参加は個人、集団、組織、さまざまな形態で行われる可能性があるということ付記するようになる。

【委員長】 この委員会も公募、学識以外の方は団体の代表だ。何故団体の代表の枠が設けられているのか。追い出そうという訳でなく、何故そういう団体枠がこういう場に与えられているのかについて、実は1つ論点になるはずだ。ずっと当たり前としてやってきて、最近公募枠ができたが、市民参加を考えると、もう一度何故そういう団体が1つの枠を与えられて、逆に何故1つなのか。自治会組織は加入者も多いから、もっと枠を増やしてもいいということもあるかもしれないし、ここにいない団体が何故うちに入らないのか、ということもあるかもしれない。これをどう考えるのかも、市民参加を考えると、本当は考えなければ

いけない。ここで、だからどうしようということまで決めるかどうかは別として、そういう団体とか、組織ということが、市民参加を考えると、もう一度きちんと考え直すべき点としてあるとは思っている。ただ、だからと言って、この条例を作るときにそれを明確に入れなければいけないかというのはまた別問題だが。

【委員】 基本的には、いわゆる住民登録されている方が市民な訳で、八王子で働いている方も市民に入ると思う。あとは、環境基本条例では、事業者、企業の方も市民として捉えている。協働というのは広い意味の参加の中に位置付けられていくと思うのだが、住民登録していない方で八王子市でボランティア活動をしている方とかNPO活動をしている方も、協働という形で間接的に市政に貢献しているという意味では、市民に入れた方がいいと十分考えている。

【委員長】 個人だけではなく、そういう団体も当然含めて考えるということになるだろうが、具体的にそれがどういう意味を持ってくるか。今、一例として、こういう委員会の場に団体枠を設けるのは、どういう根拠なのかということは当然本当は問われてしかるべき点なはずだが、それが昔からずっと続いてきたということでもむしろ当然視されてきた。そういうことで1つ出てくると思う。

【委員】 NPO法人とか公益法人は割とわかり易いが、例えば企業活動なども、営利活動であるけれども、ある意味公共性がある活動だということも含めると、例えばこういう場に企業代表が出てくるということは、

【事務局】 この委員会の場合は、商工会議所から出てもらっている。市内の事業者組織の声を出してもらいたい、ということをお願いしている。

【委員長】 法人は、住民として法人住民税を払っている。

【委員】 当然入っていいと思うが、どういう形で企業の方たちの意見が反映されるのかなど。ここの場だったら、商工会議所の代表で出てきたという形になっていくということで、了解した。

【委員長】 でも、どういう基準でどのように選ばれるのか。これは厳密にやると本当に大変な話になって、收拾がつかないとは思っているが、やはり考えなければいけない。団体は市民としてこういう場に関わってくるのは当然権利としても認められるべきであろうとしても、ではどのように関わらなければいけないのか、関わられるのか、ということだ。これは、今まで市ではこういう考え方でやっているというものはあるのか。例えば団体代表を入れてくるときには大体こういう団体を入れるとか、こういう基準で選ぶとか。

【事務局】 八王子市の場合、例えば学生なら学生委員会とか、障害者なら八王子障害者団体連絡協議会とか、そういう団体を横に連合的に組織している団体はかなりあるので、基本的にそういうところをお願いするのが行政としての原則にはなっている。全体を連合している団体から出てもらうのが基本的には多い。

【委員】 住み、働き、学び、活動する者と言えば、者というのは、当然個人だけじゃなくて、団体、組織、企業等が入ると解釈されると思ったのだが、そうじゃない場合もあるのかもしれない。こうやってきちんと気が付いて、ほとんどの方がそうやって団体も市民だと認めるのであれば、それを入れておいた方がいいのではないかと。確かに他の自治基本条例も見ると、三鷹市は「住み、働き、学び、もしくは活動する人を言う」と書いてあるが、多摩市とかほとんどは、そういう事業を営む者、または活動する団体とか、法人団体等ということを併記しているところもあるので、異論がないなら、それは入れておいた方がいいのでは。

【委員長】 法人も人だから、人として扱う訳で、そこに含まれていると考えるが、一般の方々は必ずしもそうは思わない可能性もある。だからこそあえて団体とか、そういう言葉も入れているところもある。そういうこともあるということをやはり考えておかなければいけない。また、その場合は、特別にどういう意味を持ってくるのか。町会・自治会とか、地域に関わってくるところで特別な役割を考えていく必要があるのか、他の団体もそうだが、そういうことも1つテーマになってくると思う。市民の定義については、大体それほど皆さん大きく異ならないとは思いますが、今話したようなところでまとめていくことになると思う。

【委員】 職員は「協働ハンドブック」で勉強している訳だが、協働の対象として、団体が担い手として選ばれていると書いてあり、一般市民ではなく、ある程度どこかの団体が協働していく相手だと勉強しているんだなというのがわかった。それでなるほどと思ったのは、この委員会で、市民委員4名、学識経験者2名、あとは団体が代表者で、当初、私もどうしてこういう団体を選ばれているのか、何か基準があるのかと質問したのだが、同じようなグループで、市の中で活動している団体があると思う。そういう団体ではなく、この団体の人たちが選ばれたのは、絶対何かきちんとした理由があってしかるべきだろうと思っていたのだが、今の話だと、それほどきちんとしたものがある訳ではなく、それなりの関係があるところで、そういう人がふさわしいと思う判断が市にあって、それで依頼されたのかな、というのが1つ。それから、市との関わりはないが一定の活動はしているところが他にもあるのに選ばれていない理由というものが、他にあるのかもしれないという推測が増してしまうような部分もない訳ではないが、市民を対象にした活動を考えていく条例とする場合は、その辺もちょっと市の方にも考え直してもらわなくてはならない点があると思うので、この条例の中でどういう形で加味できるかは別だが、考えていかななくてはいけないかなと改めて思った。

【委員長】 私からは言いにくかったことを言ってもらったので非常に助った。もう1つ、個人が協働するということは可能では。普通、協働というときはやはり団体、グループというふうになるのでそういう書き方をしているのだろうが、例えば私と八王子市役所が協働して何かやるということはあり得る話だ。そういう意味では、必ずしもグループだけということではないと思うが、書き方とすればそうなっている。今の発言は全くそのとおりで、恐らく市としてどれだけ情報を持っているかということもある。全く知らない団体は、中には非常に重要な活動をしているものもあったとしても、なかなか市としてはコンタクトがとれないというところから、結果的には外れてしまっている。そもそも検討の対象になっていないところもあるだろうし、検討の対象になるところでも、あくまでも憶測だが、比較的こういう場で今まで関わりがあつてというところを選んでしまいがちなのは人情とも言えるところかもしれない。これはここに限らず多くのところでそういう運用があつたかと思う。そういう関わりを持っているところがだめだという話でもなく、どこがよくて、どこがだめなのかということをもう一度きちんと整理し直すというのは、本当に参加を考えたときに出てくるはずだ。これが1つのきっかけになると思う。今までこうやって関わっている方々がだめだという話では全くなくて、それは誤解されては困るが、参加というときに、公募であればまさしく公募で競って選ばれた訳で、団体だってもっと競って選んでもいいという発想もあるかもしれないし、それがいいかどうかはまた別問題だが、いろいろな考え方自体はあると思うので、むしろこれは団体の方々がいろいろ考えて

いると思う。市民に関して、とりあえず大きく捉えるところは、今議論したようなところにしておきたい。

今、「市民参加」という言葉の定義と「市民」の定義というところを見たことになるが、あえて論点整理のI番の1の八王子市条例の独自性というところは飛ばしているが、条例の「かたち」というところで少し意見をだしてほしい。そこに5つほど挙げられているが、これに補足でも、別の観点からでも構わないが。

【委員】 市民自治条例がもしできればであるが、これはあくまでも自治体の憲法なので、硬質的なものであっていいと思う。市民参加条例は、時代の変化に対応しなければならないし、かつ地域の需要は多種多様なので、最初から完璧なものという訳にはいかないと思う。要は市民が使い易い、市民参加として本当に機能している条例として作り変えていけるようなしくみが必要だと思う。条例が制定、施行した後も市民参加の実態に合う形で随時改正できるように、柔軟に対応できるように位置付けしたらいいのかと考えている。

【委員長】 使い易いというのはどういう意味で使い易いということか。

【委員】 理想と現実があるかと思うが、そのギャップが大きい場合、それを変えていけるようなしくみだ。例えば実際市民が市の方にいろいろ参加をした場合、どうも実態と合っていないなというときに、ではどう作り変えていくか。理想と現実のギャップをどのように合わせていくか、その発想が必要かなと思う。

【委員長】 そういう作り変えられるような柔軟さということか。

【委員】 要は、市民参加のしくみとして本当に実態に合っているものを形づくっていく必要があると。

【委員長】 最初に作る条例がどれほど市民参加に関してカバーできるかということもあるので、進化すること考えれば、当然作り変え易いものでなければいけないと思う。だからといって、しょっちゅう変わってばかりでいいかというのは当然ある。考え方とか、そういうところはやはりしっかりしておかなければいけない。ただ、参加の手法等を考えれば、当然時代によって発想も違ってくるし、いろいろ出てくると思う。そういうところは随時変えることができるようなものにした方がいい。わかり易くするというのと、使い易くするというのは、やっぱり違うと思う。わかり易くすると言っても、平易な文章で書かれているということもあれば、言葉は難しいけれども厳密に書いていた方が、実はきちんと解釈する上ではわかり易いということもあり得る。そういったわかり易さとは別に、使い勝手がいいと言うか、それを読んで即市民が市民参加に直結できるぐらいまで具体性を持たせるかどうかという点も、この条例の形を考えていくときには重要になってくると思うが、その辺はどうか。

【委員】 各市の条例では、細かくいろんな点を入れて記述しているところと、これだけかというようなものと2種類あった。一市民として読んでみてわかり易い条文である方がいいと思う。非常に難解な法律用語で書かれていたりすると、じゃあ、どうすればいいのかということがわからなかったりする。非常に理解し易いものとして記載する、わかり易いもので、なおかつ、時代の変化に応じた弾力的な対応ができるようなものである方がいいと思う。余り細かく規定するようなものではない方がいいのではないかな。

【委員】 わかり易い、理解し易いというのは絶対大事だなと思うが、どういう形がわかり易くて、しかも解釈で違ってしまうものができるのかよくわからない。

【委員】 法律書って、読んですぐわかる人は少ないのでは、と思うような書き方をしている。ああいうも

のではないものにしてほしいなと思う。

【委員】 わかり易い条例がいい、絶対そう思うが、ときに市民と行政がまちづくりについて共有したいというので、みんな元気で何とか条例とかいろいろあるが、わかり易いのだがいわゆる宣言条例と言われるような、それによって何が変わるのかがよくわからないというものだと意味がない。その辺はバランスだと思いが、わかり易さを追求しつつも、重要なものは外さないようにしなければならないということは、当たり前だがやっていく必要がある。例えば西東京市では、前文で市民の思いみたいなものをできるだけ平易な言葉で入れている。住民投票など、重要な市民参加の手法は外さないよう入れている。そういう重要な参加の骨になる規定はきちんと入れつつ、例えば前文を通じて市民にも共有されやすい形式を考えたらどうか。

細かい参加の手法は本当に日々確かに進歩しているので、それをどう確保するかというのは、条例ではなかなか難しい。ただ、その考え方、例えば利害が対立するようなケースと、広く市民に問いかけていくようなケースといろいろあると思うので、そういうのをきちんとケースに合わせて運用していけるようなことを目指すような骨組みを作っていくということは重要だと思う。

【委員長】 時間がないので続きは次回に。最近の自治体条例のはやりだが、前文をつけるというのがある。そこである程度きちんと理念をわかり易い文章で書き込む。市民の側からすれば、参加がしくみとしてきちんと担保されていることが重要だ。手続の細かいことは別の規則なり規定なりに委ねていく。詳しい部分は、リンクを張って、そこを見ればわかるようにするという形で、ただ、しくみとして市民参加はきちんと保障されているんだということを明確にさせていくことが、それで、最低限の例えばこういう参加の手法がありますとか、こういう機会にはきちんと参加できますとか、そういうようなことを入れ込んでいくということに、イメージとしては、簡素化すればそういうことになる。でも、それだけでは、ということであれば、もう少し手続的なことをどこまで入れていけるか。やはりざっと読み通せる条例がいい。きちんと最後まで読み通せるぐらいの条例というのが。そういう意味では、それをもって使い勝手がいいという訳ではないが、まずそこが第一歩という気もするので、ここで一旦その話は打ち切る。また次回、話ししていきたい。

(3) 「市民参加を考える市民フォーラム」企画案について

【委員長】 「市民参加を考える市民フォーラム」の企画についてご検討いただきたい。

【事務局】 資料No. 2 「市民参加を考える市民フォーラム」企画案について。基本的な部分は前回承認されているので、前回企画案との相違点を説明し、委員が担当する事柄やワークショップでのテーマに関して検討してほしい。まず、前回の企画案との相違点だが、第1に、開始時間を30分遅らせ、終了時間も4時半とした。開催時間が長いのではという意見もあったので、基調報告やワークショップの時間を若干短縮し、全体を通じて3時間の枠に収めた。次に内容だが、担当を表の一番右側に記載した。委員長にはあいさつと基調報告、ワークショップ後の総括を、副委員長にはフォーラム全体の司会進行を、その他の委員にはワークショップの際各グループのリーダーを務めてもらい、最終的にはその後の意見発表もお願いしたいと考えている。ワークショップのテーマは、3つの柱を考えた。1つ目は「市民とは？」で、住民登録のない方、

子どもについて意見を聞くもの。2つ目は「市と市民との役割分担」で、行政の役割や市民の役割について議論してもらうもの。3つ目は「市民参加を促すには？」とし、市民の参加意識の醸成や、情報提供の手法などについての議論を想定したものだ。事務局とプロジェクトチームで検討したたたき台なので、検討願いたい。なお、フォーラムに関する窓口役を2名の委員が申し出てくれていることを報告しておく。

資料No. 2の裏面は、フォーラムに関するスケジュールを記載した。事務局が行う準備作業を整理したものを提示した。事務局が行う作業としてこうものがあるということの参考と考えてほしい。説明は以上だ。

【委員長】 まず質問は。進行は大体こういう形ということで、時間配分は大丈夫か。市民への知らせ方として、広報は5月1日号。そのほかにいろいろなポスター等は、いつごろ掲示するか。

【事務局】 広報と同時期に間に合う手配をしたい。スケジュールの4月の準備欄に、ホームページへのアップ、ポスター、チラシ、それから、団体代表委員のネットワークを使った口コミ等も含め、対応する。タウン誌にもという意見も出ていたので、できる限り市として手配できるものについては手配していく。

【委員長】 こういうのをやる時、マスコミとかにも記事を入れたりするのか。

【事務局】 広報で1日号になると、実際やるまでに日があいてしまうので、1週間前ぐらいのタイミングでパブリシティを行う。記者クラブ方に記事を書いてもらえるような形で情報を流す。

【委員長】 ぜひ、それをやったというのも事後的に記事に書いてもらえるようにうまく手配してほしい。問題はテーマだが、事務局案として3つほどこういう形で用意してもらったが、いかがか。

【委員】 「市民とは？」というテーマだが、それに関心を持って参加してくれる人がどのぐらいあるか。条例を作る上においてこれは大変重要なことだが、要するに、一般の人たちに集まっていただいて、市民とはどういうふうに考えるのか。どういう持っていき方をするのかちょっとわからない。

【事務局】 条例制定に当たって必ず必要な内容になると思うので、どの程度の人数が集まるかは別の問題だと思う。フォーラムに人を集めるためのテーマ設定というのは、考え方としては逆になるのかなと。

【委員】 結局集まってもらって意見をもらうわけだから、それに関心のある人でないと集まってくれない。

【事務局】 多くの人に集まってほしいのはもちろんだが、それは周知方法等工夫していきたい。

【事務局】 1つの例として提示した。条例の中に多くの意見を取り入れていくためには、こういう設定が必要ではという視点から、プロジェクトチームが中心になって考えた案を提示した。むしろこういうテーマ設定にした方が、大勢の方が集まるのでは、という意見をこの委員会で出してもらえればと思う。

【委員】 「市民とは」という定義は非常に大事な問題だが、それはワークショップの中で相対的に吸い上げていく問題だと思う。大上段に「市民とは」と問いかけても、余り集まらないだろうなという気がするが。

【委員長】 「市民とは」というのをテーマとしても議論は弾まないだろうということは目に見えているので、どうするか。テーマとしては余り個別に絞り過ぎるのもどうかと思うが、本当は考えなければいけない、というテーマ設定の仕方をしないといけないと思う。同時に、明らかに市民に含まれていくような人だけではないところをどれだけ扱うか。「市民とは」的なことも、そうした中で議論として出てくるというふうにしかならないうワークショップではやりにくいかな。例えば子どもが関わる時に、子どもにとって市民参加はどうい

う意味を持つのかとかというテーマ設定でもいいのかもしれない。2番目の「市民の役割分担」も、余りにも大き過ぎるので、市民参加の中で市と市民はどんな関係であるべきか。市民の側にも、参加するならこれぐらいのことはわかっていないとだめだということもあるだろうし、市の側も職員の対応を考えたとき、本当に市民参加にふさわしいものになっているのか、そういう議論ができるようなものにした方がいいだろう。議論するとしても、普段から議論に慣れている方が来る可能性もあるが、そうではない方に議論してもらうとなると、ディベート的にイエスかノーかわかり易いような議論でやるとか、幾つかの選択肢の中から選ぶ。余り単純化し過ぎるのがいいという話ではないが、そこを軸に何か議論できるようなテーマ設定の仕方考えた方がいいかもしれない。何しろ短期決戦というか、ここだけの場でやらなければいけないので。

【委員】 まちづくりのワークショップのような感じでいくとすると、もう少しみんながアイデアを出すような議題設定にした方がいいのでは。これからの市民参加とか、どんな市民参加があったらいいか、その中で市民というのはどういうものなのかとか、もう少しポストイットでいっぱい出せるような感じとか。

【委員長】 イメージとしてはそうだ。それを出せるテーマ設定というところはどうしたらいいのか。なるべく広く知らせるとすれば、いつまでに決めなければいけないのか。

【事務局】 例えば広報に出すとすると、18日が最終校正だ。

【委員長】 何か引きつけるようなキャッチコピーがほしい。

【委員】 傍聴者の方に一度聞いてみるのはいかがでしょうか。こういうことに関心があって来てみましたとか、そういうところから、テーマにつながっていくものもあるのでは。

【委員長】 アンケートは書いてもらっている。今日どれだけ純粋な傍聴者がいるかだが。

【事務局】 市の職員、プロジェクトチームのメンバーもいる。

【委員長】 広報は、テーマ掲載はあらかじめ、何か一言、来てもらえるようなフレーズは入れてもらう。

【委員】 これで広報紙が出たとき、やっぱり1番のテーマでやったら、なかなか口が重いし、グループ分けをするので、あたりに集中することが多分にあるのでは。だから、中身の言葉を少し考えてもいいのでは。市民をどういうふう考えていくのかとか、今後の見通しに立つか立たないか、ちょっと考えられるようなテーマにしないと、少しはこっちをやってみようかなという人も出てくるかなという気がするが。

【委員長】 何故市民参加をやるか、市民参加をやる何の得があるかというところから、本当は始まる。

【委員】 せっかく市民の方々から意見をいただき、市民参加条例を作る訳だから、ワークショップの参加者の意見を酌み取って、必ず条文にそういった意見を反映させますとかも書き込んでいけばいいかと思う。それこそ本当の純粋な市民参加であると思う。

【委員】 市民参加に関心のある人が来ると思うので、余り各論のテーマにしてしまわない方がいいと思う。「市民とは」というのは、この委員会の中では重要なテーマではあるが、市民参加条例、あるいは市民参加ということに関心があるのに、その部分しか議論できないのは、気の毒な気がする。

【委員長】 幾つか分けてやるときにはある程度仕方ない。こっちも議論に加わりたけれども、体は1つしかないからこっちの議論だけというのは、今回出るだろうが、あえてそれでやってみようというのものもある。

【委員】 ワークショップは各グループが同じテーマではやらないのか。

【委員長】 どれだけ集まるかにもよるが、対面的にコミュニケーションをとりながら議論できるぐらいの規模のものを幾つか設けてやった方がいいのでは。特にそのテーマに関心のある人が来て、言いたいことをどんどん出してもらおうということで。全員が1つのことでわあっとやってもいいが、そうすると関わり方が浅くなるし、本当ならもっと言いたかったということが引き出せないといけないので、その場で言えなかったら、いろいろペーパーに書いて出してもらっても構わないし、これを開催するのは、そこで結論を出すというより、市民の方々がどういうことを考えているかということを引き出すことを主眼としている。

【委員】 「市民とは」じゃなくて、「市民参加とは」じゃダメか。

【委員長】 それもまた大きい。市民参加の中でどう切り分けていくか、ということだと思うが。

【委員】 せっかく多くの市民が集まり普通の市民の声を反映させるのなら余り難しいものでなく、行政の役割、市民の役割とか、市民参加意識の醸成とか、抽象的なことでぐるぐるして発言のきっかけがなかったということにならないよう、もっと日常に根ざした、こうすることで自分は市民参加した実感があつたとか、こうすることで意見を言おうとしたのに壁を感じたみたいな、具体的な話が出た方がおもしろいのでは。

【委員長】 そういうことを引き出せるようなテーマ設定じゃなきゃいけない。非常に難しいが、これもまた宿題だ。私も含めて企画の方も意見を出してほしいが、皆さんの方からも、例えばこんなのはどうか、と事務局に出してもらえればと思う。次は何日か。

【事務局】 5月13日だ。

【委員長】 そうすると、そこではもう間に合わない。

【事務局】 チラシとか、ホームページには入れ込んで配布をお願いした方が、皆様も誘い易いだろうから、できれば今月中には少し内容はある程度固めておきたい。

【委員長】 いろいろなやりとりでまとめて意見を聴きながら、こんな方向でという線を今月中に出してもらって、13日の段階で正式決定、ということは余り意味がないか。

【事務局】 メールとか郵送で、ちょっとこんな感じで進むということで、確認をさせてもらえれば。

【委員長】 テーマ設定も最終的には委員長一任とさせてもらう。ただ、その途中のプロセスとしては、皆さんにメールであれ、ファクスなり、やりとりして詰めるということではどうか。余りそういうことをやると、市民参加的に言うとプロセスが見えにくくなるが、これはやむを得ないかなと思うので、そんな形で進めさせてもらいたい。傍聴者の方々にも、今書いてもらうなり、一般の方々からメール等で何か来たら、受け付けることはしてもらえれば。テーマを詰め切れず大変申し訳ないが、今日の議事は終わらせていただく。

3 事務連絡

【事務局】 フォーラムを周知するためのチラシを作成するので、周知の協力をお願いしたい。

【委員長】 ぜひ各団体から来られている方、よろしく願います。フォーラムを1回やるのに全体としてどれぐらいの予算をかけてやるかというのは、金額としては出せるか。

【事務局】 ほとんど事務局の人件費という形になるが。

【委員長】 大体どれぐらいのお金、どれぐらいの労力をかけたかという概算で構わない。これだけの人数が集まって、かつ、当日アンケートなどをとって、どういう評価を得たかというのをこれに関しては少しわかるようにしてみたい。これに関しては、そういうふうにすることが私は望ましいと思っている。

【委員】 今、自分の中でこの委員会の捉え方がわからなくなっている。先ほどの論点整理だが、意見を言い合う場で終わるのか、それとも委員会として統一した見解を示すのかというのがわからなくて。統一した見解を示すなら、論点整理を1つ1つしていく中で、ある程度固めていく方がやっぱりいいと思う。1つの見解をしっかりと示せることで、それに対してその部分はこうしていった方がいいというのをしっかりと場で言い合えればと思う。お互いそういう意見があるんだなという理解も大事だが、それで終わってしまって、議論としての集約ができないような気がしている。何をどう考えたらいいのか、どこの点について何を議論したらいいのか、例えば具体的な政策とか、施策のことを考えて、しくみをみんなで考えていけばいいのか、捉え方とか、理念とか、規定とかを考えたらいいのかというのが、今日の話し合いの中でも、どこに焦点を当てて、どこの部分に対して何を論じたらいいのかわからなくなっている。市民の定義についても、それも話し合った内容、住み、働き、学び、活動する者ということについては全然異論はないが、その前の市民参加の定義についてもっとしっかり統一したもの、ある程度の見解を定めていかないと、その次のことに関しても、その定め方によってはまたいろいろ変わってくるのではと思って、その点をどう考えていけばいいのか。どういうモチベーションで、どういう想いでいったらいいのかというのがちょっとわからない。

【委員長】 非常に重要な点だ。当然委員会としての最終的な提言、報告書はまとめるので、もちろんその中で、例えばいろんな意見を併記しなければいけない部分も場合によっては出てくるかもしれないが、なるべく委員会としてはこうだという考え方を出していく。それは大前提としてある。恐らく報告書を作っていくときには、基本的にはこの論点整理を進めて固めていくことによって、最終的な委員会の意思がまとまるだろうと考えているので、順繰りに追ってやっていく。そのときに、今言われたように1つ1つ固めていく。固めていかないと次に進めないだろうということがある。特に今回のように参加や協働といったようななかなか整理が難しい概念を含んでいることがあるので、市民参加とは、市民とはどういうことが、ここがやはり一番基本なところなので固めなければいけないと思っている。ということで、ここをやはり固めた上で次のよりもうちょっと具体的なことに入っていくということになる。

ただ、固めて100%それで出来上がりで、おしまいにはできるかというのと、やっぱりほかの議論をしていくうちに、また調整しなければいけないことが当然出てくるから、一旦はこう決めたけれども、また次の議論をしていくときに、こういうものがあるじゃないかと新たに発見があれば当然フィードバックして、また元のもの直さなければいけないということが出てくる。そういうことについてもう一度立ち返って見直すことも認めてほしいということは、実は前回言っているが、進め方としては、基本的には論点を1つずつ潰していき、場合によってはフィードバックしてもう一回見直すという進め方をせざるを得ないだろう。

1個ずつ全部潰していったら、はい、これでおしまいというふうになれば、まとめ方としては非常にスムーズ

ズに進められるが、そういう意味で、1つ1つきちんと固めてやっていくという考え方で進めているつもりだが、なかなか固め切れなところがある。それから、どうしてももう一度ここはもうちょっと考え方を整理した方がいいという、今回は、先ほどの市民参加のところはそうなって、次回に積み残した。

今の意見どおり進めているつもりだが、絵に描いたようには進められないのが現実だということは理解願いたい。私の進行の下手際もあるかもしれないが、そういう点でもぜひいろいろ意見をだしてほしい。

【委員】 要するにこういう委員会が単なるある方向へ持っていくためのガス抜きのような形だけで機能しているのでは、何の意味もないんじゃないかと思わざるを得ない。だから、1つ1つははっきりしていなくて、結局何を議論したかわからないが、ある方向性というか、ある意味では決まってしまうと、それがとうとうと流れていくという形でこの委員会が機能したというふうにはならないでほしい。せっかくこうやって集まっているのだから、その辺は大事だと思う。

【委員長】 これは、皆さんがどういう思いでこれに関わってまとめていくかということに係ってくるので、その辺の雰囲気を読みながら、私としてはいかようにでもニュートラルにできるが、どういうふうにしていくかということは私個人としても当然持っているし、また、これをまとめたときに、全くまとまりがないものを出されても市の方も困るだろうし、逆に余り拘束されて、実現が絶対不可能なものを出されてもまた困るということもあるだろうから、その辺はやっぱりいろいろ考えなければいけないところだとは思っている。いろんなことをバランスをとりながらやっていくというのは、非常に難しい。特に市民参加は、ある人たちにとってはもう当たり前の話じゃないかと思いつつも、まだ全然そうは思っていない人たちもいるというテーマでもある。非常に考え方が分かれているところで、ただ、大きな流れとしてこれはやはり重要な問題なので、どううまくスムーズにより効果のあるいいものを作り上げていくか。私なりに微力ながら尽くしたいと思っているので、ぜひ皆さんの協力をお願いしたい。

【委員】 議論の時間が圧倒的に少ないということを実感している。一言、二言ずつしか発言できないような委員会ではよくないというか、もっと議論が沸騰するような議論の場でなくちゃならないということで、ちょっと時間が足りないのかなと。回数を増やすということも1つの案だが、それよりは1回の時間をちょっと多くしてほしい、というのが実感だ。

【委員長】 私は延ばしてもいいが、この間も、フォーラムが4時間では長いというのがあって、2時間ぐらいは普通の長さだが、それ以上になってくるとちょっと長いと感じる方も出てくるのでは。今までは、事務局の説明が多かったが、今後は減っていく。皆さん同じような情報を共有することから、敢えて説明の時間を長くとったが、その辺もなるべく簡略に進めていけるようお願いしたい。我々も、事務局に質問することがどうしても多かったが、これからは委員間同士での議論が中心になってくると思う。回数はもう限界に近いのではと思うので、あとは時間がもし延ばせるんだったら、少し早目に始めるなり、そういうことも考えていいかもしれないが、それも難しいかもしれないなと私は思っている。できるだけ議論の時間をとるとということについては心がけたい。

4 閉会

以 上